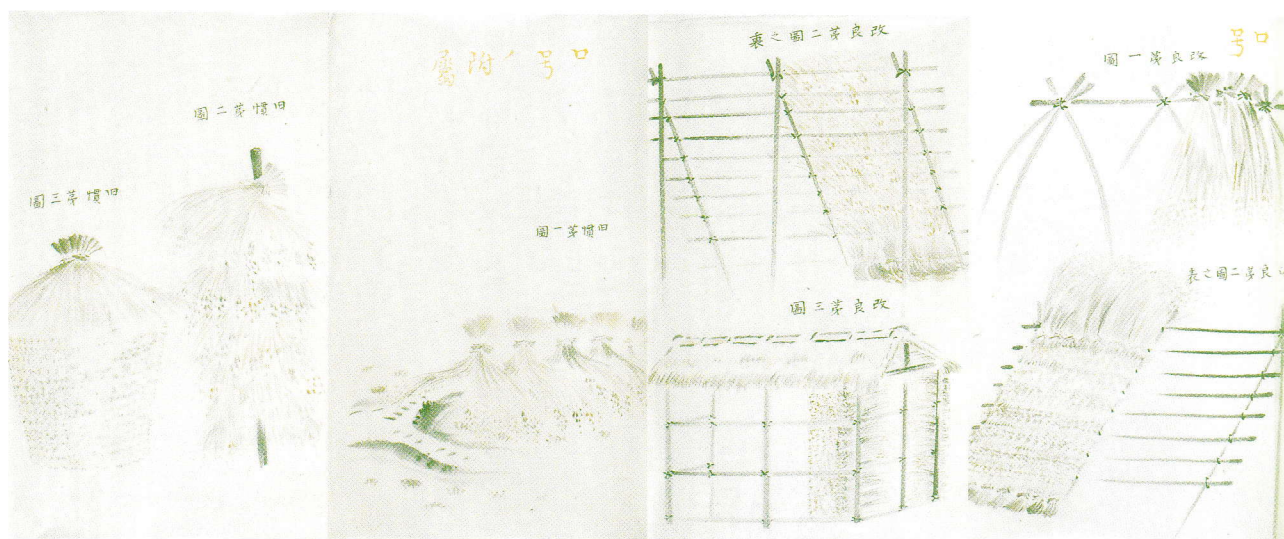


秋田県

公文書館だより

第3号 平成7年10月2日



明治11年「官省上申指令書留」(11581)より

腐米改良「稲架稲小屋図面」

明治初頭の秋田県では、腐米^{ふまい}と呼ばれる臭気を帯びた粗悪米の発生が重大な問題であった。腐米は、天候の悪さや収穫後の乾燥不十分等による湿気が原因で生じた。

秋田県は、明治十一（一八七八）年一月、内務省に腐米発生の実情を上申し、改良事業資金借用を願い出た。当初の勧農局の試験方針は、特に腐米発生の著しい二、三か村での実施であった。これに対し、秋田県は同年四月三十日、内務省に県南三郡十五か村での改良試験実施を上申した。その際、十五か村での実施を想定して、試験方法や絵図面、統計表が七種類添付された。

上の絵図は、その内の「稲架稲小屋図面」である。「口号」が改良型の稲架掛け、「口号ノ附屬」が旧来型の稲架掛けである。稲架改良による稲穂乾燥の徹底が腐米改良事業の根本だったことが視覚的にわかる。

秋田県が希望した県内十五か村での試験実施は内務省の許可を得なかったが、四月三十日の上申書は腐米改良の具体的な実施方法を初めて政府に提示したものである。

（公文書課 柴田 知彰）

秋田近世文書学への提言を

金森 正也



公文書館の『研究紀要』創刊号を拝読した。アカデミズム主導型のアーキビスト論に苦言を呈した

寿松木次長の巻頭論文をはじめ、所蔵資料の歴史的 성격の解明をめざしたそれぞれの御論考は、発足したばかりの新機関の意気込みを感じさせる十分に刺激的な内容であった。その所蔵する資料に精通しておくことは、資料保存の機関に勤務する職員としてはぜひとも必要なことであるが、これまでこうした調査研究的な作業がタブー視される傾向にあったことは否定できない。そうした意味で、まさに『紀要』の発行は、同館のめざす方向を示すものとして意義あることであると思う。

そこで、私はこの小文で一つの

ことを、期待をこめてお願いしたいと思う。

それは、資料の整理にかかわる問題である。資料を広く利用者へ提供するためには統一的な観点で編集された目録がなくてはならない。おそらくこのことは全館的な課題として急ピッチで進められていくと思うが、完成するまでの間は県立図書館をはじめとする旧所蔵館で作成されたものが用いられることになるだろう。だが、私が勤務する博物館の目録をはじめとして旧所蔵館で作成されたものには問題が少なくない。近世の文書の数は膨大で種類も多様であるため、資料名のつけ方が不統一になっ



御直山木山絵図（男鹿全島・山本郡）
（山口一郷家資料）

法は、資料の内題や外題をそのまま資料名としてしまうことだが、これとても必ずしも正しい方法とはいえない。たとえば、よく目録に登場する語に「覚」がある。しかしこの語は、上は藩役人の通達文から下は庶民間の請求書に至るまで、多様に使われる。だから、「覚」と標題をたて、別項でその内容説明をしても正しくその資料を整理したことにはならない。やはりそれぞれの文書の形態と機能に着目して資料名を決定すべきだろう。

たとえば、農民から藩役人に出される上申書でも、願ひ事を記し

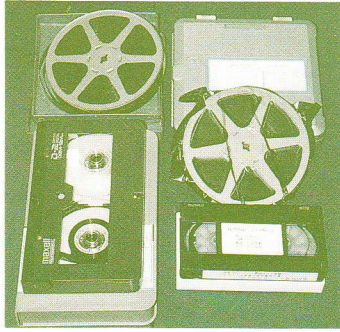
た「願書」、上からの尋問に答えた「届書」、命令を承知したという意を示した「請書」などに分類できる。これらは、内題をとれば「乍恐……」「以書付……」などとなるが、その機能と書留の文言に共通する点が認められるのであるから、統一した名称で標記されることがのぞましいだろう。

こうした文書の形式化は、それこそ「公文書」である藩政文書に顕著であろう。残念ながら、これまで作成されてきた歴史資料の目録には、こうした点への目くぼりがたりなかったと思うのである。

以上のことは、秋田の近世資料学を進めることを不可欠としている。その点では、多くの文書群に接する機会にめぐまれたスタッフの手で検討されることが理想的であろう。このような課題克服の実現にむけて、公文書館がイニシアチブをとり、秋田の近世文書の分類に一つの試論を提示していただきたいと思うのである。

（秋田県立博物館 学芸主事）

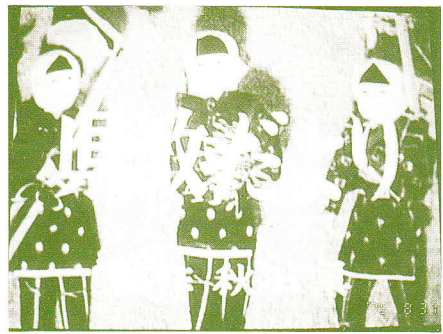
甦る県政映画



16ミリフィルムと複製ビデオ

昭和三十年、県は、印刷物・ラジオに加え、県行政の広報媒体として映画を導入することを決定した。映画には文字が読めなくても、言葉が理解できなくても分かるという特性があったからである。特に農山村が多く産業後進県であった本県においては、単に官庁PRのみでなく、生活・文化・技術等あらゆる分野にわたって県民を啓発、指導することが、当時重要な課題であった。折しも池田県政に代わって登場した小畑知事は、食糧増産を始め豊富な地下資源・森

林資源を開発し、各種産業の急速な進展を図り、県民経済を向上させるため、三十一年度を初年度とする総合振興五カ年計画を策定した。計画達成には、財政の投融资だけでは困難で、県民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠とされた。そのためにも、近代感覚にマッチし、しかも文化の恩恵を均霑^{きんけん}させつつ県行政を浸透させることのできる県政映画は、有効な広報手段として魅力があった。当時県は16ミリ撮影機を所有しその技術者もいたので当初から自主製作であった。タイトルは、県政トビックス、秋田県ニュースなどもあったが、結局記念すべき第一号は、三十年六月「県政だより」としてスタート、三十二年五月からは「県政ニュース」と改められた。16ミリフィルムは、視聴覚ライブラリー（三十六年度から八地域）、日米文化会館、県民ホールなど県内十二カ所に備え付けられ、



初期の県政映画

市町村・公民館、学校、各種団体へ貸し出された。また、三十一年度からは35ミリ判も作成され、最盛時八十七の県内映画館で上映、多くの県民が観賞した。三十二年十一月からは、南米・北海道・東京・大阪各県人会等九カ所に上映済フィルムを寄贈した。これは、県外や国外の県出身者に対し県の現況を知らせることが、単に望郷心を満たすばかりでなく、県政に直接間接の協力が期待できると思われたからである。特に南米その他の県人会に対しては、県庁の建築資金寄付に対する謝意の表明にもなった。なお、南米移民向けには三十五年二月、県政映画を再編

集した「伸びゆく秋田」を寄贈した。四十八年度にはカラー化され、五十四年度にはタイトルも「県政の一年」と改称され、さらに五十六年度からは製作も全面的に県内テレビ会社に委託された。

時代の変遷とともに、テレビ・新聞・電光ニュースなどに広報媒体の主座を譲ったが、今日県政映画は、第一号以来約四十年間の県及び県民の足跡を伝える重要な記録でもあり、映像により時代の世相・風土・風習などを知ることができる、学術的・文化的にも貴重な資料である。当館は県政映画の16ミリフィルムを延べ百九十七本所蔵している（残念ながら初期の第一・三・四号は失われている）。この中にはフィルムが劣化し損耗が甚だしいものがあるので、当館ではこれを補修し良好な状態で保存する措置を講じている。また、これらの県政映画は今年度まで九十八本ビデオテープに転換され、当館設置のビデオシアターで上映、かつ必要な場合はダビングして提供するなど、今新たな形で甦り、広く県民に利用されている。

（公文書課長 小玉 誠一郎）

『渋江和光日記』

——秋田藩御相手番の日記——

『渋江和光日記』は、秋田藩の御相手番（家老に次ぐ役職）として活躍した渋江堅治和光の日記である。一部欠本はあるが、原本九八冊は文化十一年（一八一四）正月から天保十年（一八三九）十二月まで、二六年間にわたって記されている。

大きさは縦二三、五センチ×横一六、五センチ。一年分が春夏秋冬の四冊になっている。茶色の外表紙が付されているが、原本の表紙は本文と同じ和紙で、各冊とも年号・年次・干支・月ごとの重要事項が記され、左下隅に和光の花押がある。また八九冊目以降は右下隅に「仁泉舎之記」とある。

昭和五年秋田図書館の所蔵となり、平成五年の開館に伴って当館に移管された。請求記号はA二八九―三一九―一〇九八。

○渋江和光について

渋江和光は寛政三年（一七九一）光成の長男として生まれた。享和

『渋江和光日記』の巻構成

刊行本	原本(冊)	年 代
第1巻	1～10	文化11年正月～文化13年6月
第2巻	11～21	文化13年7月～文政2年3月
第3巻	22～29	文政2年4月～文政4年9月
第4巻	30～38	文政4年10月～文政7年6月
第5巻	39～46	文政7年7月～文政9年6月
第6巻	47～55	文政9年7月～文政11年9月
第7巻	56～64	文政11年10月～天保2年3月
第8巻	65～72	天保2年4月～天保4年6月
第9巻	73～78	天保4年7月～天保5年12月
第10巻	79～86	天保6年正月～天保7年12月
第11巻	87～93	天保8年正月～天保9年9月
第12巻	94～98	天保9年10月～天保10年12月

三年（一八〇三）本家敦光の養子となり、同年敦光の死後家督を相続。文化元年（一八〇四）出仕、時の藩主九代義和より「和」の一字を与えられた（『御亀鑑』秋府二一、同年四月一日条）。文化四年（文政四年）（一八二一）・文政十年（文政十一年）・天保三年（一八三二）～天保八年の三度、延べ二三年にわたって御相手番を

勤めた。

天保八年六月、嫡子貞治に家督を譲り隠居、同年八月濁川の居宅（仁泉舎）に移り、天保十四年（一八四三）五三歳で没。『渋江和光日記』は、和光二四歳から四九歳までの日記である。

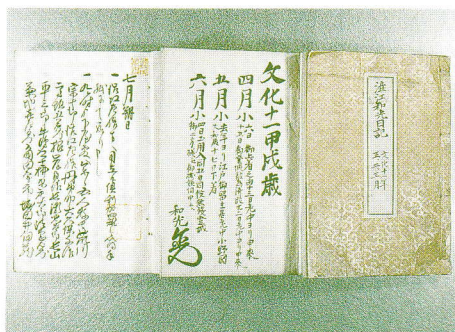
○『渋江和光日記』の内容

日記の内容は和光の公的立場に関わる記事（御相手番・刈和野支配等）や私的記事（一族の動静・他家との交際・諸行事）など多方面にわたり、天保一揆や大塩平八郎の事件についても触れている。

特に御相手番同士が連絡を取り合った「回文」が数多く引用されていることが、この日記の特色である。また秋田藩士の生活に化政期の文化がどのように反映しているかを知ううえでも重要な史料である。

文化十一年正月元日条は「御在国ニ候得とも、忌中故登 城不致候」で始まる。前年十二月二十四日に妻を亡くしているのである。

（古文書課 伊藤 勝美）



渋江和光日記（原本）の一部

『渋江和光日記』頒布のご案内
前回「御亀鑑」刊行に際しては、せっかく県費を投入して刊行した貴重な図書に関係機関に配布するのみで、希望者に頒布できる措置がとれなかったため、入手を希望される研究者に行き渡らせることができず、ご迷惑をかけてしまいました。このことに鑑み新シリーズから、毎年希望者に予約申込による頒布を行うこととしました。

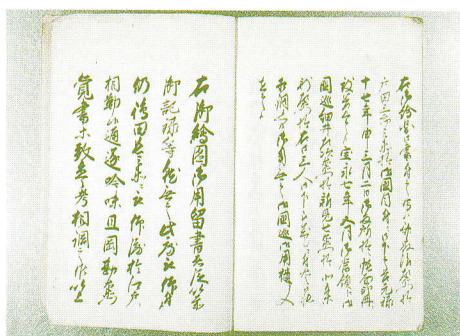
なお、今回から活字のポイントを上げ、句点つきとするなど画期的に読みやすさを図っています。

―予約申込等は八頁に記載―

貴重文書書庫 収蔵資料の 概要

古文書課が整理を担当している資料は以下に大別できる。

- ⑦秋田県庁記録書庫よりの移管資料（約二千点）
 - ⑧秋田県立秋田図書館よりの移管資料（約四万二千点）
 - ⑨秋田県立博物館よりの移管資料（約二千点）
 - ⑩開館後の収集資料（寄贈）
- このうち、現在閲覧できるのは



御絵図御用留書（県A88）

⑦⑧であり、大部分は旧所蔵機関作成の目録を利用している。

⑦は簿冊・一紙文書・絵図等に分類されている。⑧は佐竹文庫（宗家・西家・北家）・戸村文庫・東山文庫・山崎文庫のように文書群ごとに分類されたもののほかに、一般郷土資料（A記号）・混架資料等がある。大部分はNDC分類に秋田図書館の基準を加味したもの、つまり図書資料として分類されたものである。⑨は松本仲藏家資料・佐々木新一家資料等、家ごとに県立博物館の基準で分類されている。

したがって、当館古文書課の大きな課題の一つが、独自の目録を作成することである。

当館所蔵の古文書には秋田藩に關するものが多い。⑦の旧県庁文書と⑧の佐竹文庫（宗家）は、廃藩置県を経て秋田県と佐竹氏に分かれたものであり、佐竹氏は昭和二十九年に秋田図書館に寄贈され、佐竹文庫（宗家）と命名された。また⑧のA記号の中には、秋田藩↓秋田県↓秋田図書館、秋田藩↓個人蔵↓秋田図書館と伝わったものが含まれている。前者には『秋

所蔵資料の概要

県庁	県A～主として簿冊類、県B～主として一紙文書 県C～絵図、県D～公文書課からの所管替資料
図書館	佐竹文庫(宗家)・佐竹文庫(西家)・佐竹文庫(北家)・ 戸村文庫・岡文庫・狩野文庫・東山文庫・山崎文 庫・石井忠行文書・大窪文書・湊文書・落穂文庫・ 安東家文書・渡部斧松文書・菊池文庫・秋林文庫・ 田口文庫・長岐文書・小坂町文書・塙村文書・白鳥 家文書・沼田村文書・一般郷土資料(A記号)・混架 資料・弥高文庫・平田文庫・貴重書・絵図(独立)・ 加賀谷家文書
博物館	松本仲藏家資料・鈴木ミサオ家資料・佐々木新一家 資料・小田野朝治家資料・菊地隆太郎家資料・高橋 真人家資料・田中時雄家資料・山口一郷家資料

することは、「県庁文書」として伝来した文書群の歴史的品格を明らかにすることに努める。

このように伝来の過程を明らかにすることは、文書の再整理・新しい目録の作成の上で不可欠の仕事である。また、分類されたことにより解体されてしまった文書の本来のまとまりを「復元」することも重要である。

当館の『研究紀要』創刊号（平成七年三月）所収の論文「『野上文書』

田藩家蔵文書』や元禄期・文化期提出の藩士の系図等があり、これらの利用頻度はきわめて高い。後者には『梅津政景日記』等がある。しかし、こうした伝来の過程は明らかにできないまま閲覧に供しているのが現状である。

また⑦は形態別に分類されているが、相互の関連づけはできていない。たとえば県Cの絵図の作成過程がわかる資料が県A・Bに含まれていても、現在の目録ではそれがわからない。これらを再整理

の研究―秋田藩教学史料としての位置―（加藤民夫）・「館蔵史料の伝来と再整理についての覚書」（菊池保男）は、新しい目録を作成するための基礎調査の一部を紹介したものである。『加賀谷家文書目録』（平成七年三月）は、秋田図書館から未整理のまま移管されたものを、当館の基準で分類したものである。

（古文書課 伊藤 勝美）

秋田の勸農政策

明治政府は殖産興業に力を注ぎ、近代産業を育成しようとしました。農業でも欧米の技術を取り入れた近代化をすすめました。しかし明治十年代に入ると、政府は老農を積極的に組織化して、在来農法の工夫と改善によって地域の実情に即応した農業を行う方向に転換しました。老農たちを推進主体とした各種の博覧会、種苗交換会、農談会、年報等を通じてより先進的な情報を交換、各種の試験場などの研究施設を設置しての地域に即した品種改良など、大筋では国の農業政策の方針に規定されながらも、そこには秋田県の地域性に即した特色ある勸農政策が展開されました。



川尻組のローマ字入り蚕卵紙
(明治11年)

政策面を取り上げて展示いたしました。勸業試験場、腐米改良事業、養蚕業の進展、農業統計のはじまり、勸農推進の仕組みの五つです。そのほか五つの小コーナーも設けました。会期は前期が八月二十五日(金)〜九月二十一日(木)まで(後期は十一月二日〜二十二日までの予定)、本館二階特別展示室で午前九時より午後五時まで、休館日を除き開場しました。

メインの五つの展示に即して概要を簡単に説明しましょう。勸業試験場では、西洋農法・県外先進農法を導入するため、各種試験場を設置しました。それら県の各機関の紹介と作物・家畜・農具等の試作試用例、各郡の植物試験場、その後の自由試験場の開設など、地域に適した作物栽培の試みを取り上げました。

腐米改良事業では、県南三郡を中心として稲の乾燥法の改善によって、秋田産米の価値と評価を低下させていた粗悪米をなくする当時の課題を一例にあげました。

養蚕業の進展では、輸出品として知られる蚕種の製造を本県でも積極的に力を入れ、川尻組などの蚕種製造組合がつくられた動きを紹介しました。

農業統計のはじまりでは、農業政策推進のため、各地の農生産物の実態などを掌握するシステムを確立していかうとしました。これらの報告書と関連資料が当時の農業を知る貴重な資料となることを実例で示しました。

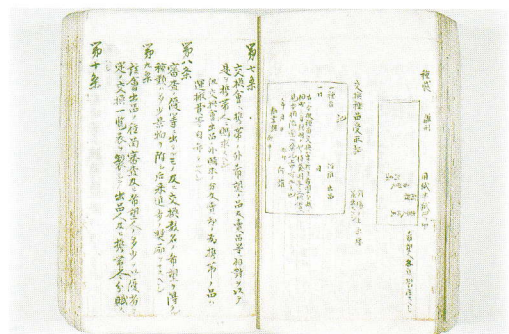
勸農推進の仕組みでは、勸農のための下部組織の変遷、大農区・小農区など勸農行政区画、勸業諮問会・勸業会、種苗交換会・農談会など、農業の振興策を立案・実

行しようとした県の具体的勸農組織の変遷を表わしました。

このほか小コーナーでは県庁勸農行政の変遷、秋成社の活動、有害対象稲虫の実例、「勸業意見」の紹介、農書の調査などを展示しました。

この明治十年代の展示を通じて、勸農政策資料に興味をもたれることによって、本館所蔵の公文書等がより多くの方々に活用されることを願って展示計画を立てました。

(公文書課 高橋 務)



種苗交換会施行手続き (明治14年)

資料保存施設をたずねて

象潟町と「関村伝来文書」収蔵庫

秋田県由利郡象潟町

由利郡象潟町は藩政期には天領と本荘・矢島藩の領地に分かれていました。明治二十九年（一八九六）に汐越村から象潟町となり、昭和三十年に上郷村・上浜村と合併し新しい象潟町となりました。

昭和四十三年には『象潟町史』が刊行されています（昭和四十八年再刊）。以後、昭和五十五年から新たに町内の史料所在調査が進められ、平成三年に『象潟町資料古文書所在目録』第一集刊行、平成八年度からの新『町史』刊行に向けて着々と準備が進められています。

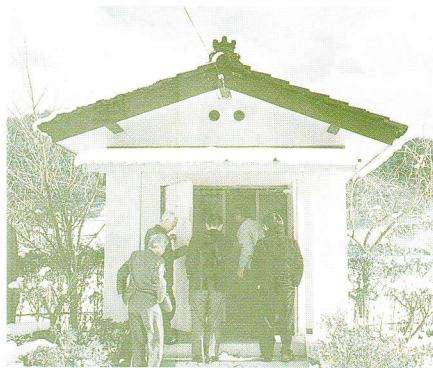
十数年にわたって新『町史』刊行に向けての所在調査・史料収集（複製物）が行われていますが、この事業は町当局の努力はもちろんです。町内の所蔵者の史料保存に対する熱意が大きな支えとなっていると思われます。

写真で紹介した収蔵庫は関地区（旧上浜村）の方々が建てたもの

で、「関村伝来文書」一二〇三点が保管されています。この史料は

関村肝煎の須田家から戦後同地区に継承されたもので、現在は関財産管理組合の所蔵となっています。また同地区郷土史研究会は『象潟町関地区郷土史資料集』を刊行しています。

※「関村伝来文書」等についてのお問い合わせは、象潟町教育委員会を通してお願いいたします。
(☎〇一八四―四三―三三〇〇)



市町村史料保存に関する

実務担当者会議

市町村史料保存に関する実務担当者会議が、平成七年六月二十三日当館で行われました。当館では、県内各市町村で史料保存を担当している方々の情報交換の場を持ちたいと思い、開館の年から検討を重ね、ようやく今年度で第一回の会議を開くことができました。

会議の概要は以下のとおりです。
○伝達講習Ⅰ「史料整理の諸問題」
同Ⅱ「史料保存の改善について」
○全体協議①史料の保存・利用の改善・充実のための取り組みについて②市町村史編さん後の史料の整理の在り方について（Ⅰ・Ⅱ、全体協議とも各九十分）

県内六十九のうち三十五市町村から五十名参加していただきました。伝達講習では県外の施設と当館の事例を交えながら情報提供を行い、全体協議では県内の各機関で実際に史料保存を担当している方々から具体的な事例の紹介があり、充実した会議となりました。



昨年十一月の「公文書館懇談会」で、当館は「古文書の場合県内の中央文書センターの役割を果たすべき」との提言をいただきました（たより二号参照）。「中央文書センター」の役割を担うにはまだまだ力不足の感がありますが、少なくとも情報交換の場としての役割は今後とも持ち続けたいと考えています。

平成七年度

古文書解読講座(専修講座)のご案内

当館では左記の要領で専修講座を実施します。

この講座は古文書解読の基礎的な知識がある方を対象とするもので、当館所蔵の近世文書をテキストとして歴史の実証的な方法を学ぶとともに、古文書活用的重要性についても理解を深めていただくためのものです。

日時 十一月二八日・二九日

各午後一時半～四時

会場 秋田県公文書館 三階

多目的ホール、及び研修室
(それぞれの会場で一日に二講座、計四講座を実施します) 定員八〇名

講師 当館職員が担当します

申込方法 往復はがきに住所・氏名を明記の上、個人でお申し込み下さい。返信用のはがきを受講者カードといいたします。必ず往復葉書をお願いします。なお、会場の都合により定員に達し

た場合は抽選となります。

申込先 〒〇一〇

秋田市山王新町一四一三一

秋田県公文書館

古文書解読講座係

申込期限 十月二三日

経費その他 参加料は無料です。

当日受講者カードを受付に提出して下さい。

講座内容

講座①「佐竹義和の逝去について」

『淡江和光日記』 湊健三郎

講座②「大館・十二所境塚について」(「覚」)「手形写」 伊藤勝美

講座③「秋田領絵図書き誤り訂正について」(「享保三年見當山御国絵図御用拔書帳」)

越中正一

講座④「戊申戦争の戦況等について」(「慶応四辰年在陣往復文書」)

菊池保男

(古文書課 須藤 謙吉)

淡江和光日記

一般頒布についての

お知らせ

本誌4頁末尾に紹介の刊行本予約手続き等は次のとおりです。

刊行本の概略

①刊行計画 4頁図表の全十二巻を年一冊刊行(途中年二冊刊行の場合もある)

②体裁 A5判 上製クロス張り 約九百頁

③記載内容 基本活字10ポ 毎頁一行四十五字×十五行×一段組 全頁句点つき

予約等の方法

①予約申込 平成八年一月十九

日までに、官製ハガキに住所・氏名・送付先・冊数を明記して申込むこと。

○申込先 秋田市山王新町十四

一三一 秋田県公文書館内「和光日記頒布会」あて

②代金振込 平成八年一月三十一日までに次へ振込むこと

○郵便振替口座

秋田〇二五〇一五五七三二

「和光日記頒布会」

○価格 第一巻 七千五百円(送料込み)

○発送時期 平成八年四月中

公文書館だより 第三号 平成七年十月二日発行

編集発行 秋田県公文書館(表紙題字 寿松木 毅)

〒〇一〇 秋田市山王新町一四一三一 ☎(〇一八八)六六一八三〇一

印刷 太陽印刷株式会社